

国民年金法施行例別表

(この表における身体障害者手帳の等級と必ずしも一致しません)

障害の程度		説明	身体障害者手帳の程度	
一級	1	両目の視力の和が0.04以下のもの	・万国式誠視力表の1番大きな文字がメガネをかけて1メートルの距離からやっと読める程度でほとんど全盲に近い状態にあるもの	1級・2級
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	・ほとんど「ろう」の状態にあるもの	2級
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	・両腕の完全マヒ又は関節の完全強直などで、両腕がほとんど使うことができない程度の状態にあるもの	1級・2級
	4	両上肢のすべての指を欠くもの	・両手の全部の指を切り落としたもの	2級
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	・両手の全部の指の完全マヒ又は関節の完全強直などで、両手の全部の指が使うことができない程度の状態にあるもの	2級
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	・両足の完全マヒ又は関節の完全強直などで、両足がほとんど使うことができない程度の状態にあるもの	1級
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの	・両足を足首から上で切り落としたもの	1級・2級
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	・背骨などの障害のため、座っていることや、立ち上がることができない程度の状態にあるもの	1級・2級
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期の療養にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	他人の助けをうけなければ、ほとんど自分の用をすることができない程度の状態にあるもの (例1)結核性の病気や腎臓の病気では安静度が1度(絶対安静)か、2度(終日横になっている)の状態にあるもの	1級
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	(例2)精神病では精神病院に入院させなければ医療及び保護がむずかしい状態にあるもの	
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	(例3)知的障害では、知的能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの	
	1	両目の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	・万国式誠視力表の1番大きな文字がメガネをかけて2メートルの距離からやっと読める程度で日常生活に非常に不便を感ずるといふ程度の状態にあるもの	3級
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	・耳のそばで大声でどなれば、そのうちの二つ三つの声が聞こえる程度の状態にあるもの	3級

障害の程度		説明	身体障害者 手帳の程度	
二級	3	平衡機能に著しい障害を有するもの	眼をとしたままでは立ち上がることができず眼を開いても10メートル以上まっすぐに歩くことができない程度にあるもの	3級
	4	そしゃくの機能に欠けるもの	・食物をかみくだく能力がないため流動食しか食べられない状態又は口からこぼれるため手や器物などで防がなければ食べられない状態にあるもの	3級
	5	音声又は言語機能障害に著しい障害を有するもの	・音声言語だけでは話をよく伝えることができないので、身ぶりや書字の補助動作によってはじめて話を伝えることができる程度の状態にあるもの	3級・4級
	6	両上肢のおや指とひとさし指又は中指を欠くもの	・両手のおや指とひとさし指又はおや指と中指を切り落としたもの	3級
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	・両手のおや指とひとさし指又はおや指と中指が、完全マヒ又は完全強直などで、ほとんど使うことができない程度状態にあるもの	3級
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	・片腕の完全マヒ又は関節の完全強直などで、片腕がほとんど使うことができない程度状態にあるもの	2級・3級
	9	一上肢のすべての指を欠くもの	・片手の全部の指を切り落としたもの	3級
	10	一上肢のすべての指を欠くもの指の機能に著しい障害を有するもの	・片手の全部の指の完全マヒ又は関節の完全強直などで、片手の全部の指がほとんど使うことができない程度状態にあるもの	3級
	11	両下肢のすべての指を欠くもの	・両足の全部の指を切り落としたもの	4級
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	・片足の完全マヒ又は関節の完全強直などで片足がほとんど使うことができない程度状態にあるもの	3級・4級
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの	・片足を足首から上で切り落としたもの	3級
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	・背骨などの障害のため、屋外では杖又は松葉杖その他の補助用具の助けをかりなければ、歩くことができない程度状態にあるもの	3級
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	他人の助けをかりる必要はないが、日常生活はきわめて困難で労働によって収入を得ることができない程度状態にあるもの (例1)結核性の病気や腎臓の病気では、検査成績が中等度異常を示し、かつ安静度が3度(短時間の離床はよいがおもに横になっている)又は4度(午前、午後それぞれ安静時間をとる)の状態にあるもの、及び腎疾患で人工透析施行中のもの	
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	(例2)両眼の視野が5度以内のもの	3級

障害の程度		説明	身体障害者 手帳の程度
17	<p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>《例3》精神病では精神病院に入院させる必要はないが、日常生活ができない状態にあるもの</p> <p>《例4》知的障害では、知的能力の全般的発達に遅滞があるもの</p>	